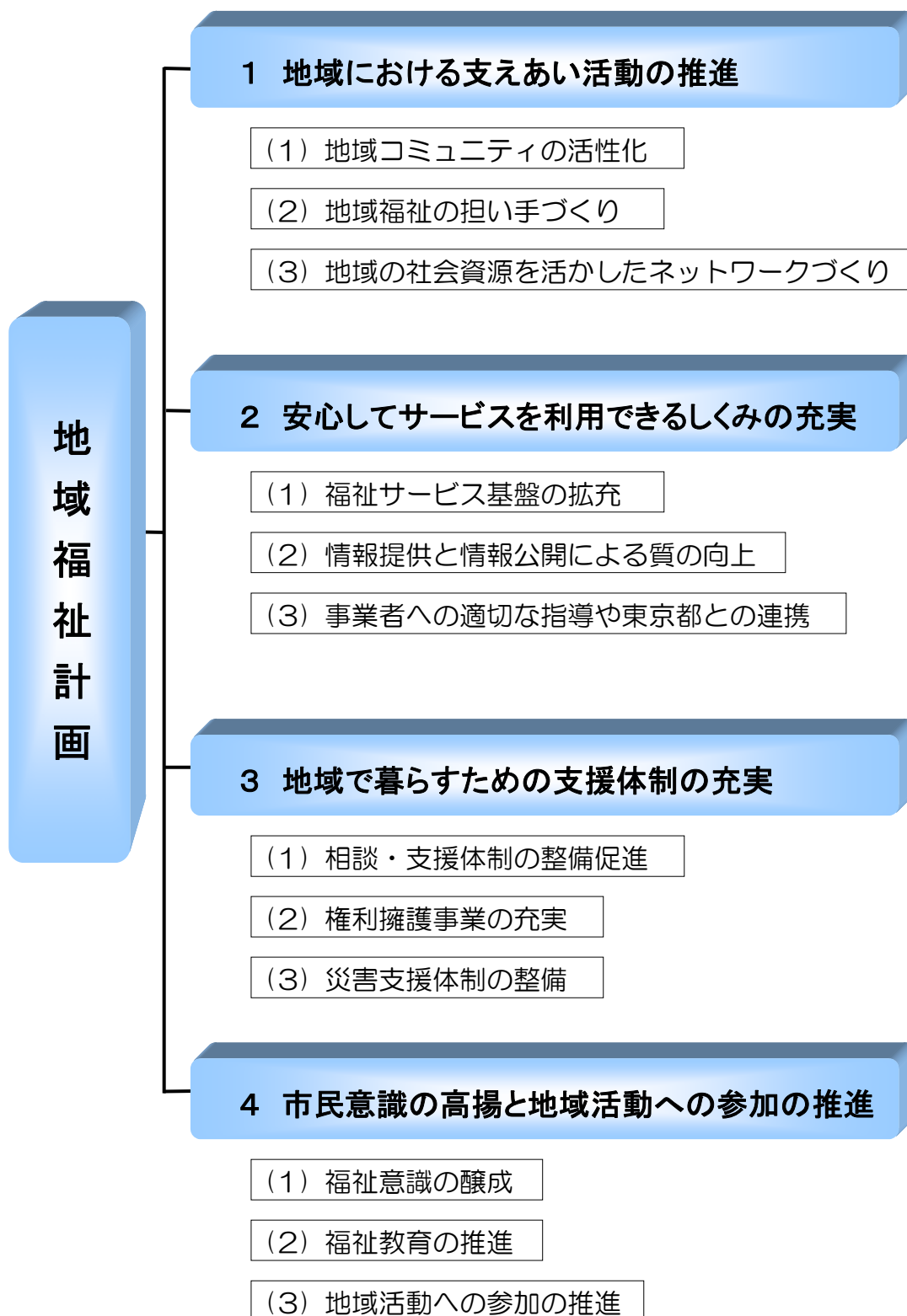


第4章 施策の体系と具体的な展開

第1節 施策の体系



第2節 施策の具体的な展開

1 地域における支えあい活動の推進

(1) 地域コミュニティの活性化

【現状と課題】

近年、社会問題の複雑化と価値観の多様化などにより、公的制度の領域を超えるニーズや公的な制度にはなじみにくいサービスなど、市民の多様な要求のすべてに公的（行政）サービスだけで応えていくには限界があることが明らかになっています。

また、「家族関係や近所づきあいの希薄化」などから社会全体が「個・孤」化していく状況にあって、地域が抱える多様な生活課題を解決し、市民の生活満足度を高めていくためには、行政はもちろんのこと、地域の様々な主体が協力・分担しあい、新しい公共や社会サービスをどのように創っていくかが問われており、市民活動やNPOなどによる多様で重層的な共助の活動が重要になっています。

市民の自主的活動を通して、人と人とのふれあいや絆を大切にしたい、思いやりのある地域コミュニティの醸成が期待されています。

【具体的な事業】

○近所づきあいや市民交流の機会などの醸成

市民が身近に交流できる機会や場が確保できるよう支援し、「近所づきあい」から「ふれあいや支えあい」につながるよう意識の醸成を働きかけます。

○見守り活動の推進

ひとり暮らしや社会参加が困難な在宅の高齢者、育児不安を抱える保護者などについては、安否確認とともに孤立感の解消を図るためや生活の質を高めるため、民生委員・児童委員*、友愛訪問員*、老人クラブ*の友愛活動、配食サービス、ボランティアによる見守り活動や訪問活動を積極的に進めます。また、社会福祉協議会が進める小地域ネットワーク活動*などの地域住民による支えあい活動などが促進されるよう支援します。

○仲間づくり、サークル活動等への支援

地域との関わりが少ない市民の仲間づくりの活動や社会参加を進める活動を促進するため、社会福祉協議会が行う「ふれあいサロン」*やボランティア講座等の開催を支援するとともに、ボランティア団体へ積極的に情報提供を行います。

また、生涯学習や社会教育の視点から、生涯学習センターゆとろぎでは、定年後の生きがい講座や社会参加活動などの学習機会を提供します。

○町内会・自治会活動の活性化支援

防災、防犯、環境、地域福祉など、地域の課題を市民自らが解決していくうえで、町内会・自治会の果たす役割は非常に重要です。このため、平常時はもとより災害時などにおいても地域の重要なコミュニティであることを広く周知するとともに、加入率の向上に向けた取り組みを町内会・自治会と協働して推進します。

○老人クラブへの活動支援

地域における高齢者の交流に大きな役割を果たしている老人クラブの充実のために、魅力的な活動の展開、リーダーの養成など、活性化に向け支援します。

また、高齢者自身が社会を支える生涯現役社会を目指して、ボランティアをはじめ、多様な社会活動や健康づくり・介護予防活動に取り組んでいけるよう、情報提供や事業の協働を進めます。

○多様なコミュニティとの連携・融合への働きかけ

NPOやボランティア団体など多様な社会貢献活動団体*同士の連携や協力の下にそれぞれの団体の育成や振興が図れるよう、社会福祉協議会による「市民活動センター（仮称）」*の開設及び運営を支援していきます。

また、町内会・自治会など既存の地域を基盤とするコミュニティ*と福祉や教育、まちづくりなど特定の関心事・テーマの下に形成される機能（テーマ）型コミュニティ*の連携や融合についても検討します。

（２） 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

市民の意識の変化やライフスタイルの多様化が進むなか、地域の絆が希薄化し、従来のように地域における生活課題に市民が共同して対応することが難しくなっています。

今後、地域の課題に対応していくためには、地域の福祉力を高め、地域を担っていく人材の養成や発掘が望まれており、退職を迎える団塊の世代などへの働きかけや地域のリーダーの育成など、さまざまな方法で、地域の担い手となる人材を確保していくことが重要です。

【具体的な事業】

○定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供

定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを地域の中で活用し、生きがいのある人生を送れるよう、様々な団体との連携を図りながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備に努めます。

○地域のリーダーの育成

地域におけるふれあい・交流活動を推進していくために、地域のリーダーやリーダーをサポートする人材を育成するためのしくみづくりを検討します。

○民生委員・児童委員体制の拡充

民生委員・児童委員は、地域と行政とを結ぶ「要」として地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。地域に根ざした福祉活動の充実のため、研修による資質の向上や段階的な増員を図ります。

○友愛訪問員活動の推進

友愛訪問員は、ひとり暮らし高齢者や援護が必要な高齢者のみの世帯を対象に、訪問活動などのきめ細かい支援を行っています。こうした対象世帯が増えていることから、地域や民生委員・児童委員との連携のもとに、対象者の孤立や孤独感の解消と生活の質の向上に向けた支援を進めます。

○シルバーボランティア・認知症予防ファシリテーターなどの育成と活用

介護保険の地域支援事業では、介護予防を積極的に推進するため、高齢者がいつまでも元気でいられるよう「高齢者筋力向上トレーニング事業」*を実施するとともに、介護予防リーダー育成講座を実施しています。なお、講習修了者には、シルバーボランティアとして地域の介護予防リーダーや市の介護予防事業への協力を依頼しています。

これらの取り組みに加えて、認知症予防ファシリテーター（認知症予防プログラム支援者）*の育成や、グループ活動等への支援を進めるとともに、認知症の人と家族を地域全体で応援する取り組みを検討し、高齢社会を安心して生きられる環境の醸成に努めます。

(3) 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

【現状と課題】

地域に存在する人的資源や様々な活動団体や組織、しくみといった社会資源に気がつかないで生活している市民も多く、その存在を知り、連携することが重要になっています。

そうした地域活動に重要な要素である社会資源は、地域の絆を強めることなどにより補完しあい、有効に機能することが望まれています。

情報提供や地域への支援を通して、こうした地域の様々な社会資源を活かした福祉ネットワークを構築することや、地域福祉の中核的な機関と位置づけられる社会福祉協議会と地域との一層の連携が求められています。

【具体的な事業】

○ボランティアセンターの機能強化に向けた支援

ボランティア活動の原則である「自分から進んで行動する」「共に支えあい、学びあう」「見返りを求めない」「より良い社会をつくる」などの理解のもとに、多様なボランティア活動を広げ、深めていく必要があります。また、インターネットを始めとする多様な情報媒体の活用やワークショップ*の開催などのきっかけづくり、コーディネート機能*の向上などが望まれています。

こうしたことから、社会福祉協議会への人的・財政的支援を通じて、福祉はもとより、より広範なボランティアセンターとしての機能強化を働きかけます。

○小地域ネットワーク活動の推進

地域で福祉活動に携わる人々が連携し支えあう、小地域ネットワーク活動が一層充実し、公的サービスのみならずインフォーマルな福祉活動が地域に根づくよう、社会福祉協議会への支援を通じてその振興と活性化を働きかけます。

○公共を担う多様な組織との連携

町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などをはじめとして、交通・防犯や消防などの関係団体、教育関係や健康づくり等の団体、老人クラブやシルバー人材センター、福祉ボランティアや各種のNPO団体など、多様な組織間や行政との連携・協働を通し、地域の安全や安心感を高められるよう、情報の共有や情報交換の場を設定します。

また、事業の実施にあたっては計画段階から多様な組織との連携や協働への取り組みを視野に入れ、地域の社会資源を生かした施策の展開と地域の活性化を図ります。

2 安心してサービスを利用できるしくみの充実

(1) 福祉サービス基盤の拡充

【現状と課題】

本市においても、全国的傾向と同様に高齢化が一層進行します。特に、後期高齢者の増加が著しく、介護保険サービス利用者の約8割近くが後期高齢者であることから、要介護者の増加が予測されています。

また、障害者の福祉制度は、障害者自立支援法が施行されたことにより、身体・知的・精神という障害別に異なる法律に基づいて行われていたサービスなどが共通の制度として実施されました。今後も多様なサービスの利用拡大が続くと予想されます。

さらに、都市化に伴う核家族化や就業環境の変化、地域関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子育て力が低下しています。本市の出生児童数はやや減少傾向を示しているものの、女性の就労率の高まりなどから保育需要は拡大し続けています。

こうした状況から、ニーズの増加に対応して地域に密着した福祉サービスの拡大が求められており、民間をはじめとする多様なサービス主体の参入促進を図っていく必要があります。

その一方で、過度な給付や福祉関係経費の急激な増加は、制度の持続可能性をゆるがしかねない問題となっており、負担と給付の適正化が求められています。

【具体的な事業】

○多様なサービスの提供

障害者福祉などでは、介護サービスのみならず日中活動の支援や就労支援など、多様なサービスときめ細かい配慮を行っていきます。また、高齢者福祉では、介護サービス量の確保や質の向上だけでなく、生きがいつくりや就労などを含めた高齢者福祉施策や介護予防施策を推進していきます。さらに、児童福祉では、保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、保育サービスをはじめとする子育て支援サービスを推進していきます。

その一方で、福祉サービスが市民のニーズや時代の変化に的確に対応できるよう、必要に応じてサービスの見直しや財源との調整を図りながら、柔軟に対応していきます。

○事業者への情報提供

多様なサービスの提供やサービス量の確保、質の充実を図るために、今後必要となるサービス量や需要の変化などの情報を事業者に提供するとともに、事業者への支援を行い、新しいしくみへの移行や事業の転換・参入を促します。

○整備補助制度の有効活用

福祉関連の国や東京都の補助制度は、施策の転換や制度の創設・廃止などによりめまぐるしく変動していますが、福祉サービス基盤の円滑な整備のために、補助制度の積極的活用を図ります。

○国や東京都への要請

改正後の「介護保険制度」や「障害者自立支援制度」などにおいては、国の制度そのものや、事業者の許認可権限を持つ東京都の取り組みに改善が望まれる問題があります。こうした本市だけでは解決が難しい課題については、他の市町村と連携し、国や東京都に改善などを要請していきます。

(2) 情報提供と情報公開による質の向上

【現状と課題】

介護保険制度や障害者自立支援法に基づく制度の下では、利用者がサービスを選択するしくみに転換しました。しかし、どのようなサービス提供事業者を選べば良いのかを考える際には、選択するための情報が必要です。また、保育サービスなどでは、保護者のニーズと保育園の特色などとの相性（マッチング）が欠かせません。こうしたことから、介護保険や高齢福祉サービス、障害福祉サービス、保育や児童福祉等のサービスにおいては、各種のパンフレットや事業者ガイドブックなど様々な情報提供資料の配布とともに、インターネットなどによる情報提供を充実していく必要があります。

また、評価制度については、福祉サービス第三者評価制度*により評価結果が公開されていますが、評価者の質のアンバランスや評価プロセスまでの労力と経費負担に課題があります。

さらに、介護保険においては、平成 18 年度から「介護サービス情報の公表」*制度が規定されました。これは客観的事項に基づき事業者が実施している事実を公表するもので、すべての事業所に義務化され、順次対象サービスが拡大される予定です。しかし、インターネットを前提としているため、利用や理解が困難な高齢者などに対しては、介護支援専門員（ケアマネジャー）*や地域包括支援セン

ターなどによる支援が必要です。

なお、事業者のモラル・ハザード*の防止やサービスの質の確保は欠かせない課題であり、安心して利用できるしくみの充実が重要です。

【具体的な事業】

○多様な手段による情報提供

市広報紙やホームページ、各種パンフレットなど、多様な手段によって制度のPRや情報提供を行うとともに、文字や図表に工夫してわかりやすい表現に努めます。また、第三者評価制度の評価結果や介護サービス情報の公表などを行う「指定情報公表センター」*のPRを進め、インターネットを通じて利用者等の選択を支援する環境を整備します。

○ケアマネジャーや地域包括支援センターなどによる支援

高齢者や障害者など十分な情報が得られにくい人や、制度の理解が困難な利用者に対しては、ケアマネジャーなどが、多様な情報の中から利用者に適したサービスと事業者の選択を支援します。また、地域包括支援センターや地域活動支援センターなどでは、利用者の相談や必要なサービス情報を提供します。

○第三者評価制度・介護サービス情報の公表制度の推進

サービス利用者の主体的な選択を支援し、サービスの質の向上を促進するため、第三者評価機関に関する情報の提供に努め、事業者が評価機関を活用して自ら評価結果を公表するよう働きかけます。また、「介護サービス情報の公表」制度の対象業種が順次拡大されることから、対象となる事業者に対して基本情報や調査情報を適切に登録するよう働きかけます。

(3) 事業者への適切な指導や東京都との連携

【現状と課題】

多様なサービス主体の参入により、在宅サービスや施設サービスにおいては、その多くが民間のサービス事業者により提供されています。しかしながら、一定の要件を充たせば届出だけで参入できる事業の一部においては、不適切な運営実態も見られます。また、その多くの許認可や申請受理の権限をもっている東京都による指導検査や立ち入り調査など、適切な行政権限の行使が望まれています。

さらに、地域密着型サービス*などについては指導監督権限が市町村（保険者）に付与されたことから、サービスの改善につなげるよう適切な指導を行います。

【具体的な事業】

○苦情やトラブルなどへの対応

サービス利用者から市に寄せられた苦情については、利用者と提供者の双方の主張を聞き、関係機関と連携しながら解決に向けた働きかけを行います。また、必要に応じて東京都への通知や苦情解決のための第三者機関（福祉サービス運営適正化委員会*、東京都国民健康保険団体連合会*）等につなげます。

○東京都との連携

介護保険分野を中心に、許認可や立ち入り調査権をもつ東京都などと連携し、不正防止の強化に向け、立ち入り調査の要請や合同実施などを働きかけます。

3 地域で暮らすための支援体制の充実

(1) 相談・支援体制の整備促進

【現状と課題】

すべての市民が安心して生活を送るためには、充実した相談・支援を行う機関が身近な地域にあることが必要不可欠です。市内には、支援センター機能をもつ施設として、高齢者の介護を中心とする分野では「地域包括支援センター」*や、従来の在宅介護支援センター地域型である「地域包括支援センター相談連絡所」*が2か所あります。

また、障害者の分野では福生市と共同運営している「地域活動支援センター(ハッピーウィング)」*や羽村市福祉センター内に「障害者生活支援センター」*があります。

さらに児童の分野では、市役所に「子ども家庭支援センター」*などが設置されています。

今後は、虚弱高齢者や要介護高齢者の増加に対応し、地域包括支援センターの複数設置などの検討が必要です。

なお、障害者のサービス利用計画の支援は、市の障害者福祉担当課だけでなく、障害者生活支援センターでも応えられる体制と機能向上が必要となります。

また、児童虐待の顕在化などから先駆型子ども家庭支援センター*の設置が求められています。なお、各支援センターでは、関連する機関や組織などとの連携やネットワークの強化に取り組むことが重要です。

【具体的な事業】

○相談・支援センターの充実

- ・介護予防マネジメント*の対象者の増加や、介護に関する様々な相談・支援の増加に対応し、地域包括支援センターの複数設置、若しくは規模の大きい地域包括支援センターの設置について、第4期介護保険事業計画の策定に合わせて検討します。
- ・子ども家庭支援センターについては、虐待対応の専門員などを配置した「先駆型子ども家庭支援センター」へ移行を目指すとともに、機能の充実について検討を進めます。また、児童相談所や警察、保健センター、教育相談室、学校などとの連携の強化を図ります。
- ・地域活動支援センターや障害者生活支援センターについては、機能の向上を図れるよう、業務を委託している社会福祉協議会等に要請していきます。
- ・これらの相談・支援機関や市の各担当窓口では、福祉サービスの利用などに

関する相談や苦情などに的確に対応するとともに、必要に応じて様々な機関と連携し、支援や問題解決を図ります。

○ケアマネジメント事業者の参入促進と質の向上

介護保険の分野では、地域包括支援センターが中心となり、支援の難しい事例に関してケアマネジャーに助言や指導をするほか、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなどを行っていきます。

障害者福祉の分野では、適切な支給決定とさまざまなサービスを組み合わせたサービスの計画的な利用を支援するために、市町村または相談支援事業によるケアマネジメントが制度化されました。入院・入所から地域生活に移行する方などに、計画的なプログラムの作成を行っていきます。

なお、介護保険の分野では、介護予防マネジメント報酬の適正設定など、他の市町村と連携して都や国に改善を求めています。障害者福祉の分野では、相談支援事業者や市内の社会福祉法人などがケアマネジメント事業に取り組むよう要請していきます。

(2) 権利擁護事業の充実

【現状と課題】

児童虐待の問題が深刻化し、虐待の要因のひとつである保護者の孤立を防ぐ支援策などが求められています。また、高齢者についても介護の負担が一定の養護者に過度に集中するために、虐待に発展するケースがあります。

一方、金銭管理や契約行為に不安のある高齢者や障害者が増加しているなか、地域に身近な社会福祉協議会などによる、契約行為等を代替する支援サービスが必要となっています。

成年後見制度などは、裁判所への申し立てをはじめとする手続きが複雑で、費用負担を伴うことから、ひとり暮らしの高齢者や障害者にとっては使いにくい制度となっており、制度の利用支援が必要となっています。

また、家族や親族の支援を受けられない人の人権と生活を守るため、裁判所への審判申し立てや後見人報酬などの支援を行う必要があります。

【具体的な事業】

○虐待防止支援ネットワークなどの強化

- ・児童に関し、様々な問題が深刻化していることから、「要保護児童対策地域

協議会」*においても、虐待問題だけではなく、非行、障害、不登校など支援が必要な児童について共通の認識と問題意識をもち、問題解決に向けて緊密な連携が図れるよう努めます。

- ・近年、夫やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス*）が社会問題になっています。ドメスティック・バイオレンスや離婚問題などについては、市の母子自立支援員が初期相談に応じるとともに、東京都の女性相談センターや東京ウィメンズプラザ、警察とも連携し緊急保護などを行います。
- ・高齢者虐待への対応については、「虐待防止連絡会議」*などにより、虐待防止に向けて関係団体との情報の共有や理解の促進を図ります。また、緊急保護などの対応を検討するため、専門家や関係機関の職員で構成する虐待対応ケア会議を開催します。さらに、様々な事態に備え、緊急ショートステイの適切な運用を図ります。

○消費者トラブル等への対応

いわゆる悪質商法などの対応については、市の消費生活センターが中心になって相談に応じています。特に、高齢者が関心を寄せる健康や住まいに関係する契約を迫られるケースも発生しています。判断能力が十分でない認知症高齢者などに対しては、地域での見守り活動が大きな役割を發揮することから、民生委員・児童委員、友愛訪問員、老人クラブ、小地域ネットワーク活動団体などに対する啓発講座を開催するとともに、消費生活センターと地域包括支援センターの連携に努めます。

○地域福祉権利擁護事業への支援

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う「地域福祉権利擁護事業」については、介護保険制度に併せて導入され、平成 19 年度から羽村市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会からの委託を受けて取り組んでいます。認知症高齢者などの増加が予測されることから、今後も継続して取り組めるよう事業への支援を行います。

○成年後見制度の利用支援

判断能力が不十分で、かつ、家族や親族等からの支援を受けられないひとり暮らし高齢者などの法定後見制度や任意後見制度の利用を支援するため、制度の案内や家庭裁判所への審判申し立ての支援を行います。

また、身寄りがない・経済的負担ができない・人権にかかわる場合には、市が

審判申し立てや後見人報酬の費用助成などの支援を行います。

(3) 災害支援体制の整備

【現状と課題】

市では、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や新潟中越沖地震などの災害を教訓として、市民の生活と安全を守り、災害の被害をできるだけ少なくするために、様々な防災対策に取り組んでいます。

災害時の要援護者支援体制の充実強化のために、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などを中核とした災害時の支援体制の整備が求められています。

【具体的な事業】

○「災害時要援護者登録制度」（仮称）の整備

災害時における安全確保対策については、要援護者本人の同意を確認したうえで、市の防災部門と福祉部門の情報共有を進め、災害時に備えた情報を地域に提供できるよう「災害時要援護者登録制度*（仮称）」の整備を図っていきます。また、法律によって守秘義務が課せられている民生委員・児童委員などとも連携し、避難・救護活動や安全確認を行うことができるよう情報の共有化を進めます。

なお、要援護者への支援の具体的対策については、検討を進めます。

○災害時のためのボランティア協力体制の整備

災害発生時には、市内及び近隣市町村はもとより、さらに広域的な支援が必要となることが想定されます。支援の受け入れにあたっては、支援物資の整理などのために十分な人材を確保しておくことが必要ですが、支援体制を充実させるためにはボランティアの存在は欠かせません。

受け入れ体制を整備して効果的な支援を図るため、ボランティアセンター機能をもつ羽村市社会福祉協議会と応援協定を締結するとともにネットワークを活用し、東京都社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会などからの支援が可能となるよう協議を進めます。

4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進

(1) 福祉意識の醸成

【現状と課題】

新しい福祉文化を創造し、地域での自立した生活を展開していくためには、地域福祉の主体形成と福祉教育が必要です。これからは、一人ひとりが「場」や「枠」に守られるのではなく、主体的に生きるための主体形成という考え方が重要です。

こうした、地域の主体形成の力を養うためには、何よりもまず一人ひとりの市民が地域への愛着や帰属意識(地域で生きる力)を強め、地域を生活の支えとし、「自立と共生」の社会や福祉のまちづくりへの関心・意欲・行動(地域で生きる力)を身につけることが重要となります。

また、障害者や高齢者等を地域から疎外することなく、すべての人が人として人生を生き抜く権利を尊重し、「地域で共に生きる社会の創造」という地域福祉の理念を達成するため、市民の福祉意識を醸成し、市民の活動と行政とが車の両輪のごとく相補いあってボランティア活動や福祉コミュニティの形成を推進する必要があります。

その一方で、町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア・NPO、社会福祉法人・施設などの「民」による重層的な民間の協働を実現していくことも望まれています。こうした多様な「民」の可能性を引き出すとともに、行政も多様な「民」と協働しながら地域福祉課題に効果的に対応し、市民自らが課題の解決を図っていける地域力を高めていくことが求められています。

【具体的な事業】

○啓発活動の推進

年齢や性別、障害の有無などに関わらず「誰もが地域の中で普通に生活を送れる社会(ノーマライゼーション*)」の理念の浸透を図るとともに、人々が「身体的・精神的・社会的により良く生きている状態」であることを意味する「ウェルビーイング*」を実現するため、対象者を特定せず、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。

○講演会、講座の開催等

人としての権利を尊重し、義務と自己責任の意識を育み、人間としての自立と自己実現の支えとなる福祉意識や、助けあい・支えあい、共に生きる福祉コミュニティや福祉文化の醸成のため、各種の講演会、講座などを開催するほか、ボランティア活動や地域活動の実施主体に働きかけを行い、福祉意識の醸成に努めます。

(2) 福祉教育の推進

【現状と課題】

地域福祉の推進には、福祉サービスの拡充や福祉システムの構築と合わせて、福祉活動への理解や自発的・主体的参加が必要であり、その礎となる福祉教育*の推進が望まれています。

一人ひとりがお互いの差異や多様性を認め、尊重しあい、「共に生きる力」の育成や「共に生きる社会づくり」を進められるよう、学校教育だけでなく、家庭教育や生涯学習を通じて、多くの人々が福祉教育に参加できる機会を創出することが必要です。

また、ボランティア活動の現状、課題、推進方策などについて客観的な理解を促すための「ボランティア活動についての教育」、その活動をより確かで豊かなものにするために、専門的な知識や技術の習得を目指す「ボランティア活動のための教育」、人間性の尊重の精神を育て、共に生きる社会やまちづくりの重要性を人々に自覚させる「ボランティア活動による教育」によって構成される『ボランティア教育』などにより福祉のまちづくりを進めることが課題となっています。さらに、地域の社会福祉問題を学習素材として、福祉体験（学習）活動などを取り入れた福祉教育の推進などが求められています。

【具体的な事業】

○学校教育における取り組みの推進

「生きる力」を育成するための「総合的な学習の時間」の活用などにより、地域に愛着がもてるような学習やボランティア活動など、社会体験活動の充実に努めます。

○家庭教育における取り組みの推進

子どもを生き育てる力の養成や育児不安・児童虐待防止などへの対応や、また、いじめ・不登校・学級崩壊、非行問題への抑止策として、家庭教育セミナーの充実など、家庭での養育力、教育力を高める取り組みを推進します。

○生涯学習における取り組みの推進

各種の講演会や講座などの開催の機会に、福祉教育の視点を検討し取り入れます。また、年齢や性別を限定せずに多くの人々が参加できる機会の創出に努め、生涯を通じた福祉教育を推進します。

○関係機関の連携による取り組みの推進

「共に生きる力」を育み、地域の福祉力を高めるため、学校や家庭といった範囲にとらわれず、地域や社会福祉協議会などの関係機関及び市が福祉教育などの重要性について共通の認識をもち、関係機関の連携による取り組みを働きかけます。

(3) 地域活動への参加の推進

【現状と課題】

地域のつながりが希薄化しているといわれるなか、市民が主体的に活動する地域活動の重要性はより高くなっています。その一方で、参加の機会がないという声も多くあり、地域の誰もが様々な地域活動やボランティア活動に気軽に参加できる機会や方法の検討が求められています。

特に、定年退職を迎える団塊の世代を対象として各種活動への参加のきっかけづくりを働きかけるなど、地域活動の活性化を図る取り組みが必要です。

より多くの人々が地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、活動を充実したものとするため、地域で主体的に活動する人への支援が求められています。

また、こうした市民活動やボランティア活動を推進していくためには、社会的に共有すべき課題や今後の方向性について具体的な目標やプログラムを提示するなど積極的な情報発信が望まれています。

【具体的な事業】

○地域における活動への参加の推進

地域が抱える共通課題の解消・改善のためにも地域活動は大きな役割を果たします。町内会・自治会への加入促進の支援を図るほか、ボランティア活動や地域活動などに参加しやすい環境の整備に努めます。

○ボランティアセンターの機能強化に向けた支援（再掲）

ボランティア活動の原則である「自分から進んで行動する」「共に支えあい、学びあう」「見返りを求めない」「より良い社会をつくる」などの理解のもとに、多様なボランティア活動を広げ、深めていく必要があります。また、インターネットをはじめとする多様な情報媒体の活用やワークショップの開催などのきっかけづくり、コーディネート機能の向上などが望まれています。

こうしたことから、社会福祉協議会への人的・財政的支援を通じて、福祉はもとより、より広範なボランティアセンターとしての機能強化を働きかけます。

○市民活動センター（仮称）の整備

NPOやボランティア団体などの多様な社会貢献団体の振興が図れるよう、団体や個人への活動振興のためのコーディネーション機能の発揮や情報提供、広報媒体資機材の提供等を行う「市民活動センター（仮称）」の開設に向け、社会福祉協議会の取り組みを支援します。